



遺言書がなかなか書けない

一人暮らしの方のためのサロンに参加している元気で積極的な 85 歳の女性は最近、知人に頼んで遺言書を書いてもらい、公証役場にも同行してもらった話をしてくれました。「気になっていたのですがどうしても書きたいと思い、少し費用はかかったが公正証書が作れてほっとした」ということでした。

一人暮らしで財産もかなりあるので、甥や姪にその財産を思い通りに受け取ってもらうために遺言を書いたと言います。

相続税改正の確認をしよう

平成 27 年 1 月より相続税が改正されて都会に住む持家の人にはかなりの人に相続税がかかるようになりました。配偶者と子供 2 人の基礎控除額が 3000 万円 + 法定相続人一人 600 万円 × 相続人の人数で計算すると、課税対象額が 4800 万円になり、3 年前より 3200 万円も増加しているのです。

自分の所有する動産・不動産がどれくらいの課税対象なのかをきちんと把握しておく必要があります。国税局が毎年発表する路線価をもとにした相続税評価額などです。その他の預貯金や有価証券、などの財産リストを一覧表にしてみることも大事です。銀行の印鑑は家族に分かる所にきちんと保管しておくようにしましょう。その上で賢い生前贈与対策も検討してみたいかがでしょうか？

生命保険金、死亡退職金は相続税に加算

亡くなった人が生前に契約して保険料を支払い受取人が相続人になっている場合は相続財産に足して計算しますが「500 万円 + 法定相続人の数」が非課税になります。この非課税を差引いた保険金額と相続財産の合計が、基礎控除額を超えると相続税の申告が必要となります。申告は 10 か月以内で、配偶者特例や宅地の特例措置や、生前に購入した墓や仏壇は課税対象にはならないなどの特例もあります。

遺言書の種類とポイント

遺言書には自分で書く「自筆証書遺言」と公証役場で公証人に作成してもらう「公正証書遺言」があります。前者は死後に偽造・変造を防ぐために家庭裁判所の検証が必要です。後者は内容も明確で家裁の検証もいりませんが、作成費用がかかります。例えば財産が 5000 万円で相続人が一人の場合約 4 万円がかかります。

自筆証書書く時のポイントです。

標題、日付、名前などの要件を満たす

印鑑は実印の方が良い（印鑑証明書同封）

意味がきちんと伝わるように全文自分で書く

相続する人が先立つことも考慮する

相続税対策や遺留分も考える

自分の思いを付言事項で書いておく

遺留分、特別受益、寄与分

特定の人にすべての財産を相続させると法定相続人は法定相続分を遺留分として請求できますので、遺言を書いた本人の思いを「付記」にメッセージとして書いておくことで争いごとを回避することができます。またもめないように過去の親からの贈与分や親への貢献度も家族で共有し、特別受益、寄与分として伝えることも大事です。それらを加味してバランスよく円満に相続させるようにしたいものです。



遺言書があれば相続が可能になる例

異母兄弟姉妹がいる場合

再婚した場合

認知した子どもがいる場合

相続人の中に、行方不明の人がいる場合

内縁の妻に財産を残したい場合

息子の嫁に財産を残したい場合

相続人の一人を相続人からはずしたい場合

以上のようなことを踏まえて生前に遺言を書いておくことをお勧めします。(Y)